

姫路市週休2日確保工事試行要領 (建築・設備編)

1 目的

この要領は、建設業における労働環境の改善や、将来の担い手の育成・確保を図るための取り組みとして、姫路市が発注する建築工事において週休2日を確保する工事（以下、「週休2日工事」という。）を試行するために必要な事項を定めるものとする。

2 用語の定義

(1) 週休2日

対象期間において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

(2) 対象期間

現場着手日から現場完成日までの期間をいう。なお、年末年始休暇6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者が対象外と認める期間（施設運営上のやむを得ない事情や緊急対応等によるもの）は含まない。

(3) 現場着手日

現場施工に着手した日（現場に継続的に常駐した最初の日）をいう。その前の期間は準備期間とみなし、対象期間に含めない。

(4) 現場完成日

工事目的物の施工に係る現場作業が完了した日をいう。ただし、現場完成日が工期末の20日前を超える場合は、20日前を現場完成日とみなし、以降は後片付け期間とし、対象期間に含めない。

(5) 現場閉所

巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して一切の作業を実施しない状態をいう。

3 対象工事

以下のいずれかに該当する工事を除いて、姫路市が発注する建築工事（機械・電気設備工事等を含む）

- (1) 社会的な要請により早期の完了が望まれる工事（災害復旧、緊急補修等）
- (2) 現場条件上、時間的な制約のある工事（対外的な条件による施工期間の制約）
- (3) 契約期間が90日未満の工事
- (4) 単価契約の工事
- (5) その他、週休2日工事に適さないと発注者が判断する工事

4 発注方法

次の2とおりの方式のうち、受注者希望型を原則とする。

(1) 発注者指定型

発注者が、週休2日の確保に取り組むことを指定する発注方式

(2) 受注者希望型

受注者が、週休2日の確保に取り組むか否かを選択する発注方式

5 実施方法

- (1) 発注者は、入札公告時に、週休2日工事の対象であることを特記仕様書に明記する。
- (2) 受注者希望型の場合、受注者は、工事着手届提出時に「週休2日届出書（様式1）」で週休2日を実施するか否かを、監督員に届け出るものとする。
- (3) 受注者は、対象期間において週休2日を反映させた総合施工計画書を現場着手前に発注者に提出する。なお、建設業の働き方改革を推進する観点から、受注者は各月で4週6休以上の現場閉所が達成できるよう努めるものとする。
- (4) 受注者は、翌月の現場閉所日を記載した「休日取得計画書（様式2）」を監督員に提出し、監督員は定期的に対象期間内の現場閉所の実施状況を確認する。
- (5) 受注者は、前月の実績を記載した「休日取得実績報告書（様式3）」により監督員に報告し、監督員は、「休日取得実績報告書」により週休2日の実施状況を確認する。
- (6) 受注者は、現場閉所予定日に作業を行った場合は、現場閉所日を閉所予定日以外の日に振り替えることができる。
- (7) 受注者は、現場閉所日の振替を行う場合、振替日を記載した書面を事前に監督員に通知する。現場閉所は、週休2日を基本とし、振替日は作業日のあとの4週間以内の期間で設定することを原則とする。
- (8) 監督員は、緊急時等やむを得ない場合を除き、計画された休日に作業が発生するような指示は行わないものとする。

6 積算方法

(1) 発注者指定型

当初において4週8休達成を前提に、別に定める通り労務費及び単価を補正し工事費を積算する。なお、現場閉所の達成状況を確認後、4週8休を満たさないものは、労務費及び単価の補正係数を変更して工事費を積算し、請負代金を減額変更する。

(2) 受注者希望型

当初において労務費及び単価の補正を行わず、工事費を積算する。対象期間中の現場閉所の状況を確認後、4週6休以上の現場閉所を達成している場合に、別表のとおり労務費及び単価の補正係数を変更して工事費を積算し、請負代金を増額変更する。

7 週休2日工事实施の現場掲示

受注者は、週休2日工事である旨を工事現場の仮囲い等に掲示するものとする。（別添、参考様式参照）

8 工事成績評定

対象期間において4週6休以上の現場閉所を達成している場合に、「創意工夫」の項目で加点評価する。

9 アンケート調査

受注者は、発注者がフォローアップのためにアンケート調査を実施する場合は、これに協力するものとする。

10 その他

本要領に定めのない事項は、発注者と受注者が協議して定めるものとする。

附則

この要領は、令和6年4月1日以降に契約する工事から適用する。

姫路市週休2日工事（建築・建築設備工事）における労務費補正方法

姫路市週休2日確保工事試行要領（建築工事）に定める補正方法は下記による。

1 労務費の補正方法

下記の状況に応じた補正係数（別表1）により労務費（工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費）を補正する。

監督員は次の算出式により現場閉所率を算出し、週休2日工事の達成状況を確認する。

$$\text{現場閉所率（\%）} = \text{現場閉所日数（日）} \div \text{対象期間中の全日数（対象外期間を除く）（日）} \times 100$$

別表1

週休2日工事の区分	現場閉所率	補正係数
4週8休以上	28.5%以上	1.05
4週7休以上4週8休未満	25.0%以上28.5%未満	1.03
4週6休以上4週7休未満	21.4%以上25.0%未満	1.01

2 単価の補正方法

工事費の積算に用いる単価の補正方法は下記による。

(1) 複合単価

複合単価の労務単価は、公共工事設計労務単価に1.の補正係数を乗じて補正する。（交通誘導警備員の労務単価についても同様に補正する）なお、執務並行改修の場合の単価補正も別途行う。

(2) 市場単価、補正市場単価及び物価資料の掲載価格

次に掲げる別表2の補正率を用いた以下の式により補正する。

【新営工事の場合】

- ・市場単価 × 新営補正率
- ・補正市場単価 × 新営補正率
- ・物価資料の掲載価格 × 新営補正率

【全館無人改修の場合（基準単価の算定）】

- ・市場単価 × 新営補正率
- ・補正市場単価 × 新営補正率
- ・物価資料の掲載価格 × 改修補正率

【執務並行改修の場合（基準補正単価の算定）】

- ・市場単価 × 改修補正率
- ・補正市場単価 × 改修補正率
- ・物価資料の掲載価格 × 改修補正率

別表2-A 建築工事の補正率

工 種	摘 要 ※	4週8休以上		4週7休以上 4週8休未満		4週6休以上 4週7休未満	
		新営 補正率	改修 補正率	新営 補正率	改修 補正率	新営 補正率	改修 補正率
仮設工事		1.03	1.03	1.02	1.02	1.01	1.01
土工事		1.03	1.03	1.02	1.02	1.01	1.01
地業工事		1.03	1.03	1.02	1.02	1.01	1.01
鉄筋工事		1.04	1.04	1.02	1.02	1.01	1.01
コンクリート工事		1.04	1.04	1.02	1.02	1.01	1.01
型枠工事		1.03	1.03	1.02	1.02	1.01	1.01
鉄骨工事		1.04	1.04	1.02	1.02	1.01	1.01
既製コンクリート		1.03	1.03	1.02	1.02	1.01	1.01
防水工事	市場単価	1.02	1.09	1.01	1.08	1.01	1.07
防水工事(シーリング)	市場単価	1.04	1.17	1.02	1.15	1.01	1.14
防水工事	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01	1.01	1.01
石工事		1.02	1.02	1.01	1.01	1.01	1.01
タイル工事		1.03	1.03	1.02	1.02	1.01	1.01
木工事		1.02	1.02	1.01	1.01	1.01	1.01
屋根及びとい		1.02	1.02	1.01	1.01	1.01	1.01
金属工事	市場単価	1.02	1.11	1.01	1.10	1.01	1.09
金属工事	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01	1.01	1.01
左官工事 (仕上げ塗材仕上)	市場単価	1.04	1.04	1.02	1.02	1.01	1.01
左官工事 (仕上塗材仕上以外)	市場単価	1.04	1.18	1.02	1.16	1.01	1.15
左官工事	物価資料	1.04	1.04	1.02	1.02	1.01	1.01
建具(ガラス)	市場単価	1.02	1.12	1.01	1.11	1.01	1.10
建具(シーリング)	市場単価	1.04	1.19	1.02	1.17	1.01	1.15
建具	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01	1.01	1.01
塗装工事	市場単価	1.04	1.18	1.02	1.16	1.01	1.14
塗装工事	物価資料	1.04	1.04	1.02	1.02	1.01	1.01
内外装工事	市場単価	1.03	1.15	1.02	1.13	1.01	1.12
内外装工事 (ビニル系材)	市場単価	1.02	1.10	1.01	1.09	1.01	1.08
内外装工事	物価資料	1.03	1.03	1.02	1.02	1.01	1.01
内外装工事 (ビニル系材)	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01	1.01	1.01
ユニットその他		1.01	1.01	1.01	1.01	1.01	1.01
排水工事		1.03	1.03	1.02	1.02	1.01	1.01

舗装工事		1.02	1.02	1.01	1.01	1.01	1.01
植栽及び屋上緑化		1.03	1.03	1.02	1.02	1.01	1.01

※「市場単価」：市場単価及び補正市場単価、「物価資料」：物価資料の掲載価格の補正率を示す。なお、記載が無い項目は市場単価、補正市場単価及び物価資料の掲載価格に共通の補正率を示す。

別表 2 - E 電気設備工事の補正率

工 種	摘 要	4週8休以上		4週7休以上 4週8休未満		4週6休以上 4週7休未満	
		新営 補正率	改修 補正率	新営 補正率	改修 補正率	新営 補正率	改修 補正率
配管工事	電線管、2種金属線び 及び同ボックス	1.04	1.22	1.02	1.20	1.01	1.18
	ケーブルラック	1.03	1.17	1.02	1.16	1.01	1.15
	位置ボックス及び 位置ボックス用ボデイング	1.03	1.21	1.02	1.19	1.01	1.18
	プルボックス	1.02	1.15	1.01	1.14	1.01	1.13
	プルボックス用接地端子	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00
	防火区画貫通処理 ケーブルラック用(壁・床)	1.03	1.16	1.02	1.15	1.01	1.14
	防火区画貫通処理 金属管・丸型用	1.01	1.06	1.01	1.05	1.01	1.05
	(電動機その他接続材工事) 金属製可とう電線管	1.03	1.17	1.02	1.16	1.01	1.15
配線工事	600V 絶縁電線及び 600V 絶縁ケーブル	1.03	1.20	1.02	1.18	1.01	1.17
接地工事	(接地極工事) 銅板式、銅覆銅棒、 接地極埋設票(金属製)	1.03	1.03	1.02	1.02	1.01	1.01

別表2-M 機械設備工事の補正率

工種	摘要	4週8休以上		4週7休以上 4週8休未満		4週6休以上 4週7休未満	
		新営 補正率	改修 補正率	新営 補正率	改修 補正率	新営 補正率	改修 補正率
保温工事	配管用、ダクト用 及び消音内貼	1.03	1.18	1.02	1.16	1.01	1.15
ダクト設備	低圧ダクト、排煙ダクト 及び低圧ファン類	1.03	1.18	1.02	1.16	1.01	1.15
ダクト付属品	既製品ボックス、制気口、 ファン等の取付手間のみ	1.04	1.25	1.02	1.23	1.01	1.21
衛生器具設備（ユ ニットを除く）	取付手間のみ	1.04	1.25	1.02	1.23	1.01	1.21

3 週休2日工事の取り組みの現場掲示

受注者は、週休2日工事である旨を公衆の見やすい場所に掲示する。

※記載例（参考様式）

<p>週休2日工事 実施中</p> <p>この工事は、建設産業の就労環境改善に取り組むため、 週休2日確保に取り組む工事です。</p>

※ サイズ A4以上

※ 上記は記載例であり、文面を指定するものではない。